地方創生のきっかけに

令和3年11月から12月にかけて以下の企業より、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)を活用した寄附をいただ きました。

同制度は、地域再生計画として内閣府に認定された事業に対し、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から寄附額 の最大9割まで控除されるものです。

全国から注目され、ひとがあつまる魅力的な観光拠点を目指し、いただいた寄附金は、養老駅観光拠点推進プロジェ クトに対して活用させていただきます。

寄附をいただいた企業の皆さま、ありがとうございました。

企業名	寄附年月	寄附金額
瀬戸株式会社(東京都江東区)	令和3年11月	非公表
AMUSE株式会社(東京都港区)	令和3年11月	非公表
株式会社丸嘉(東京都中央区)	令和3年12月	100,000円
コーユーレンティア株式会社(東京都港区)	令和3年12月	1,000,000円

[※]企業名および寄附金額については、公表に同意をいただいた場合のみ掲載しています。

問企画財政課 ☎32-1102

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は、民生委員法により地域から推薦され、厚生労働大臣に 委嘱された非常勤の特別職の公務員です。地域住民の立場に立ち、日常生活で悩 みを持つ人の相談にのり、必要に応じて町や関係機関とのパイプ役になります。

養老町では56人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員が委嘱され、そ れぞれの地区で活動しています。

このたび、民生委員・児童委員の活動内容への理解を深めていただくためにチ ラシを作成し、活動をPRしております。民生委員・児童委員が訪問や相談時に チラシを配布いたしますので、心配ごとや、相談したい事がある人は、ぜひ地区 の民生委員・児童委員にご相談ください。

間健康福祉課 **☎**32-1105



バイク・軽自動車などの廃車や名義変更は3月末までに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の登録所有者に課税されます。廃車・譲渡などにより、すでに車両を所有 していない場合でも、手続きをしない限り軽自動車税(種別割)は引き続き課税されます。4月2日以降に各届出先で手 続きをしても、月割課税制度ではないため、その年度分の税金が課税されますので、3月末までに手続きをしてください。 なお、3月は窓口が大変混雑しますので、日にちに余裕を持って手続きをしてください。

●手続きが必要となる場合

①車両を譲渡した ②現在未使用で放置している ③盗難被害に遭った

④所有者が死亡した など

●届出先

車種	届出先
原動機付自転車 (排気量125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用トラクター、フォークリフトなど)	税務課 養老町高田798番地 ☎32−1103
軽二輪 (排気量125ccを超え250cc以下のもの) 二輪小型自動車 (排気量が250ccを超えるもの)	中部運輸局 岐阜陸運支局 岐阜市日置江2648番地の1 ☎050-5540-2053
軽自動車 (排気量が50ccを超える三輪・四輪車)	軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田三丁目83番地 ☎050-3816-1775

※届出に必要なものについては各届出先に問い合わせてください。

問税務課 ☎32-1103